

見本

区では、通知カードが区に返戻された世帯主の方宛に、整理番号を記載したこのお知らせを郵送しますので、それまでお待ちください。

通知カードの受取について

平成 27 年 10 月 5 日から開始されたマイナンバー制度に基づき、全国の住民一人ひとりに個人番号が指定されました。本区におきましても全世帯宛に個人番号をお知らせする通知カードを簡易書留で住民票の住所地に郵送いたしました。

この度、不在や宛所なし（転送サービス利用による返戻を含む。）などの理由によりお届けできなかった、あなた様の通知カード（世帯分）が郵便局から区に返戻されました。つきましては、現在保管中の通知カードを下記によりお渡ししますので、受取場所までお越しいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、区に返戻された理由により、住所地について確認をさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※このお知らせは、区に通知カードが返戻された世帯主（通知カード作成基準日の平成 27 年 10 月 5 日時点の世帯主）の方に送付しています。

※区に返戻された通知カードは、概ね 3 ヶ月保管します。

※混雑のためお待たせすることも予想されますので、あらかじめご了承ください。

記

1 受取場所

住民票の住所地	受取場所	備考（各地域の町名）
京橋地域	中央区役所 1 階 総合窓口係 （築地一丁目 1 番 1 号）	八重洲 2 丁目、京橋、銀座、新富、入船、湊、明石町、築地、浜離宮庭園、八丁堀、新川
日本橋地域	日本橋特別出張所 区民係 （日本橋蛸殻町一丁目 3 1 番 1 号）	町名に「日本橋」がつく地域、八重洲 1 丁目
月島地域	月島特別出張所 区民係 （月島四丁目 1 番 1 号）	佃、月島、勝どき、豊海町、晴海

2 受取時間

平日（月～金） 午前 8 時 30 分～午後 5 時（水曜日は午後 7 時まで）

※ 祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く。

※ 平日の受取が困難な場合は、問合せ先までご相談ください。

3 受取方法

(1) このお知らせの宛名の方または世帯員（15歳未満の方を除く。）が来庁する場合
受取場所に、このお知らせ及び通知カード受取申請書と、受け取りに来られる方の本人確認書類（下記枠内のとおり。以下同じ。）をお持ちください。受取窓口で本人確認の上、通知カードをお渡しします。

※ 受取時点で、世帯分離などにより同じ世帯でなくなった方の分の受け取りについては、「(2) 代理人が来庁する場合」をご覧ください。

(2) 代理人が来庁する場合

受取場所にこのお知らせ及び通知カード受取申請書と、以下のア～ウの書類3点をお持ちください。

ア 委任者の本人確認書類のコピー

イ 代理人の本人確認書類

ウ 代理人であることを証明する書類

・ 法定代理人の場合

戸籍謄本／成年後見登記事項証明書（発行から1年以内） 等

・ 任意代理人の場合

委任者の直筆の委任状

※ ア～ウの書類1点でも足りない場合は、**お渡しできません**ので、ご注意ください。不明な点があれば、あらかじめお問い合わせください。

※ 委任状の様式が必要な方は、区のホームページからダウンロードできます。トップページから「区政情報」→「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」→「マイナンバー（個人番号）通知カードの返戻について」にお入りください。

<本人確認書類>

A 以下の書類1点

写真付きの住民基本台帳カード／運転免許証／運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）／旅券（パスポート）／身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／愛の手帳／在留カード／特別永住者証明書 等

B Aの書類をお持ちでない場合は以下の書類2点

健康保険証／介護保険証／医療受給証／各種年金証書／児童扶養手当証書／生活保護受給証／社員証／学生証／預金通帳／キャッシュカード／クレジットカード 等

【問合せ先】

中央区マイナンバーコールセンター 03（3546）5618

（ 平日（月～金）午前8時30分～午後5時（水曜日は午後7時まで）
日 曜 日 午前9時 ～午後5時 ）

※ 祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

English, Chinese and Korean translations of this notice are available at the following website:

URL <http://www.city.chuo.lg.jp/kusei/mynumber/henrei.html>